

特別養護老人ホーム ビオラ市ヶ尾  
料 金 表

①介護保険サービス利用料金(1日当たり) (地域加算 10.72)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	636	703	776	843	910
自己負担額	682円	754円	832円	904円	976円

食費、居住費(1日当たり)

	対象者	②食費	③居住費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	300円	820円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が年間80万円以下の方	390円	820円
第3段階	市民税非課税の世帯の方で、上記第2段階以外の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	650円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,870円	5,000円

1日あたりの自己負担額合計(①+②+③)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,802円	1,874円	1,952円	2,024円	2,096円
第2段階	1,892円	1,964円	2,042円	2,114円	2,186円
第3段階	2,642円	2,714円	2,792円	2,864円	2,936円
第4段階	7,552円	7,624円	7,702円	7,774円	7,846円

1ヶ月あたりの自己負担額合計(30日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	54,060円	56,220円	58,560円	60,720円	62,880円
第2段階	56,760円	58,920円	61,260円	63,420円	65,580円
第3段階	79,260円	81,420円	83,760円	85,920円	88,080円
第4段階	226,560円	228,720円	231,060円	233,220円	235,380円

介護保険の給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ等	希望により、コーヒーや紅茶及びおやつに かかる費用です。	150円/日
日常生活上 必要な諸費用	希望により、歯ブラシやティッシュ等の日常生活に 要する費用でご利用者に負担していただくことが 適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費 として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容に かかる費用	希望により、提携している業者が行なう理美容 サービスにかかる費用です。	実費相当額
複写物	希望により、複写に必要な費用です。	50円/枚

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。

※ 食費について

第4段階に該当する入居者の食費についての内訳は、  
朝食350円、昼食870円、夕食650円と分かれています。

1か月(30日)の介護費、食費、居住費合計

円

\*介護保険における加算等

初期費用加算	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限りかかる費用です。また、30日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。(30単位/日)	33円/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	夜勤帯に介護職員又は看護職員を国が定めた基準に1を加えた数以上配置、かつ夜間帯を通じて看護職員を配置した場合に算定されます。(21単位/日)	23円/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	入所者の重度化等に伴う介護サービスの質の向上の観点から、介護福祉士の数が入所者の人数が6又はその端数を増すごとに1以上いる場合に加算されます。(46単位/日)	50円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費総単位数の83/1000を乗じた単位数	一月おおよそ 1949円～ 2724円
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入居者の栄養状態を入所時に把握し、入所者ごとの栄養ケア計画に従い、計画→評価→見直し等栄養状態の把握(記録)、栄養管理を行った場合加算されます。(14単位/日)	15円/日
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。(18単位/日)	20円/日
看護体制加算(Ⅰ)	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。(4単位/日)	5円/日
看護体制加算(Ⅱ)	入居者の医療ニーズへの対応強化の観点から、看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。(8単位/日)	9円/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取をする方で誤嚥の危険性が認められる入所者に対し、経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の基、計画→評価→見直し等を各専門職が共同して行い、栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月)	429円/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定しており、(Ⅰ)の中に歯科医師又は歯科衛生士が会議等の場に参加し、共同して栄養管理を行った場合に加算されます。(100単位/月)	108円/月
経口移行加算	経管で栄養を摂取している入所者に対し、医師の指示に基づき、歯科医師及び管理栄養士その他の専門職が共同して経口移行計画を作成し、経口による食事摂取に取り組んだ場合に加算されます。(28単位/日)※対象日から180日までの期間。ただし、医師の指示の基継続して栄養管理及び支援が必要な場合は、180日後も加算が算定されます。	30円/日
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が協働して低栄養状態を改善する為の計画を作成し、低栄養リスクの改善に取り組んだ場合に加算されます。※新規入所又は再入所時のみ算定される。また、経口維持加算、経口移行加算を算定されている場合には、算定されません。(300単位/月)	322円/月
再入所時栄養連携加算	入居者が医療機関に入院し、退院する際に施設入所時の状態と大きく異なった栄養管理が必要となった場合に算定されます。(400単位/回)※退院時の1回のみ算定。	429/回

排せつ支援 加算	排泄に介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減を目的に多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援を行った場合に算定されます。(100単位/月)	108円/月
褥瘡マネジ メント加算	入居者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的に評価し、関連職種が協働して入居者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行った場合に算定されます。(10単位/月)※算定は、3ヶ月に1回となります。	11円/月
生活機能向上 連携加算	自立支援を推進するため、施設の多職種と外部のリハビリテーション専門職が連携して、対象の入居者ごとにアセスメントを行い、施設職員が計画的に実施した場合に算定されます。(200単位/月)	215円/月
看取り介護 加算	利用者が施設が定める看取りに関する指針に従って亡くなられた場合、死亡日以前30日を上限としてかかる費用です。 ①死亡日以前4～30日(144単位/日) ②死亡日の前日、前々日(680単位/日) ③死亡日(1280単位/日)	①155円/日 ②729円/日 ③1373円/日
入院時又は 外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度としてかかる費用です。 月をまたがる場合は、最大12日間を限度とします。(246単位/日)	264円/日

※ 入院時、外泊時は、居室の確保のための料金として、一日につき以下の費用が掛かります。

- ・ 第1段階～第3段階の方で6日以上入院又は外泊する場合  
6日目までの期間 : 料金表記載の居住費  
7日目から施設に戻るまでの期間: 1,970円/日
- ・ 第4段階の方は、入院、外泊時翌日より料金表記載の居住費

特別養護老人ホーム ビオラ市ヶ尾  
料 金 表

①介護保険サービス利用料金(1日当たり)※2割負担 (地域加算 10.72)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	636	703	776	843	910
自己負担額	1,364円	1,508円	1,664円	1,808円	1,951円

食費、居住費(1日当たり)

	対象者	②食費	③居住費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	300円	820円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が年間80万円以下の方	390円	820円
第3段階	市民税非課税の世帯の方で、上記第2段階以外の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	650円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,870円	5,000円

1日あたりの自己負担額合計(①+②+③)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	2,484円	2,628円	2,784円	2,928円	3,071円
第2段階	2,574円	2,718円	2,874円	3,018円	3,161円
第3段階	3,324円	3,468円	3,624円	3,768円	3,911円
第4段階	8,234円	8,378円	8,534円	8,678円	8,821円

1ヶ月あたりの自己負担額合計(30日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	74,520円	78,840円	83,520円	87,840円	92,130円
第2段階	77,220円	81,540円	86,220円	90,540円	94,830円
第3段階	99,720円	104,040円	108,720円	113,040円	117,330円
第4段階	247,020円	251,340円	256,020円	260,340円	264,630円

介護保険の給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ等	希望により、コーヒーや紅茶及びおやつに かかる費用です。	150円/日
日常生活上 必要な諸費用	希望により、歯ブラシやティッシュ等の日常生活に 要する費用でご利用者に負担していただくことが 適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費 として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容に かかる費用	希望により、提携している業者が行なう理美容 サービスにかかる費用です。	実費相当額
複写物	希望により、複写に必要な費用です。	50円/枚

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。

※ 食費について

第4段階に該当する入居者の食費についての内訳は、  
朝食350円、昼食870円、夕食650円と分かれています。

1か月(30日)の介護費、食費、居住費合計

円

\*介護保険における加算等

初期費用加算	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限りかかる費用です。また、30日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。(30単位/日)	66円/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	夜勤帯に介護職員又は看護職員を国が定めた基準に1を加えた数以上配置、かつ夜間帯を通じて看護職員を配置した場合に算定されます。(21単位/日)	46円/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	入所者の重度化等に伴う介護サービスの質の向上の観点から、介護福祉士の数が入所者の人数が6又はその端数を増すごとに1以上いる場合に加算されます。(46単位/日)	99円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費総単位数の83/1000を乗じた単位数	一月おおよそ 3898円～ 5448円
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入居者の栄養状態を入所時に把握し、入所者ごとの栄養ケア計画に従い、計画→評価→見直し等栄養状態の把握(記録)、栄養管理を行った場合加算されます。(14単位/日)	29円/日
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。(18単位/日)	39円/日
看護体制加算(Ⅰ)	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。(4単位/日)	9円/日
看護体制加算(Ⅱ)	入居者の医療ニーズへの対応強化の観点から、看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。(8単位/日)	18円/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取をする方で誤嚥の危険性が認められる入所者に対し、経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の基、計画→評価→見直し等を各専門職が共同して行い、栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月)	858円/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定しており、(Ⅰ)の中に歯科医師又は歯科衛生士が会議等の場に参加し、共同して栄養管理を行った場合に加算されます。(100単位/月)	216円/月
経口移行加算	経管で栄養を摂取している入所者に対し、医師の指示に基づき、歯科医師及び管理栄養士その他の専門職が共同して経口移行計画を作成し、経口による食事摂取に取り組んだ場合に加算されます。(28単位/日)※対象日から180日までの期間。ただし、医師の指示の基継続して栄養管理及び支援が必要な場合は、180日後も加算が算定されます。	59円/日
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が協働して低栄養状態を改善する為の計画を作成し、低栄養リスクの改善に取り組んだ場合に加算されます。※新規入所又は再入所時のみ算定される。また、経口維持加算、経口移行加算を算定されている場合には、算定されません。(300単位/月)	644円/月
再入所時栄養連携加算	入居者が医療機関に入院し、退院する際に施設入所時の状態と大きく異なった栄養管理が必要となった場合に算定されます。(400単位/回)※退院時の1回のみ算定。	858/回

排せつ支援 加算	排泄に介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減を目的に多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援を行った場合に算定されます。(100単位/月)	216円/月
褥瘡マネジ メント加算	入居者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的に評価し、関連職種が協働して入居者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行った場合に算定されます。(10単位/月)※算定は、3ヶ月に1回となります。	22円/月
生活機能向上 連携加算	自立支援を推進するため、施設の多職種と外部のリハビリテーション専門職が連携して、対象の入居者ごとにアセスメントを行い、施設職員が計画的に実施した場合に算定されます。(200単位/月)	430円/月
看取り介護 加算	利用者が施設が定める看取りに関する指針に従って亡くなられた場合、死亡日以前30日を上限としてかかる費用です。 ①死亡日以前4～30日(144単位/日) ②死亡日の前日、前々日(680単位/日) ③死亡日(1280単位/日)	①310円/日 ②1458円/日 ③2746円/日
入院時又は 外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度としてかかる費用です。 月をまたがる場合は、最大12日間を限度とします。(246単位/日)	528円/日

※ 入院時、外泊時は、居室の確保のための料金として、一日につき以下の費用が掛かります。

- ・ 第1段階～第3段階の方で6日以上入院又は外泊する場合  
6日目までの期間 : 料金表記載の居住費  
7日目から施設に戻るまでの期間: 1,970円/日
- ・ 第4段階の方は、入院、外泊時翌日より料金表記載の居住費